

発注者の影響を排除した実質的なチェックについて

物品購入における納品事実の確認及び請負における請負完了事実の確認（以下「事実確認」という。）について、事務支援・環境保全センター（以下「センター」という。）が所掌する検収以外で、発注者及び購入依頼者を除く職員が事実確認を行う場合は、発注者の影響を排除したチェックを行うため、発注者と同一研究室・グループの者が事実確認を行うことを避けるよう努めるものとする。

なお、発注者と同一研究室・グループの者が事実確認を行うことを避けることができない場合は、次のように取扱うものとする。

1. センター所掌の検収以外で、発注者と同一研究室・グループの者が納品等の事実確認を行ったものについて、部局の検査職員が定期的に一定割合の物品を抽出のうえ、事後確認を行う。
2. 定期的とは、少なくとも四半期毎に実施するものとする。また、一定割合とは部局の規模や研究内容にもよるが、概ね10件程度以上を目安とする。
3. 事後確認を実施した際には、実施日、伝票番号及び実施者を記載した記録表（別記様式・参考）を作成し、保存する。
4. 牽制効果を高めるため、定期的に事後確認を実施する取組を行っていることを部局内に広く周知する。また、事後確認は事前の予告なく実施することが望ましい。

（センター所掌の検収以外で発注者及び購入依頼者を除く職員が事実確認を行うもの）

- ・ 契約金額10万円未満の文具、日用品その他の物品購入契約等のうち、店舗において発注を行い、業務上の必要性から発注者が直接研究室等に持ち帰るもの
- ・ 契約金額150万円未満の物品購入契約等のうち、宅配便等により直接研究室等に配達されるもの
- ・ センターの業務時間外に納品場所に直接納品される物品のうち、業務上の必要から直ちに使用し消耗するもの